

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年8月31日

【発行者の名称】

株式会社 a n d U S

【代表者の役職氏名】

代表取締役 廣岡 伸弥

【本店の所在の場所】

富山県富山市根塚町3丁目8-7

【電話番号】

076-491-6050（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 藤掛 和音

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】

フィリップ・キャピタル証券株式会社

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者 代表取締役社長 永堀 真
の役職氏名】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー
所在の場所】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状 <https://www.phillip.co.jp/>
況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

(03) 3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社 a n d U S
<https://corp.and-us.jp/Company/profile>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
証券会員制法人福岡証券取引所
<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	15期（中間）
決算年月	2026年5月
売上高	(千円) 264,959
経常損失（△）	(千円) △13,244
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	(千円) △14,971
中間包括利益	(千円) △14,968
純資産額	(千円) 4,898
総資産額	(千円) 383,009
1株当たり純資産額	(円) 14.62
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額)	(円) — (—)
1株当たり中間純損失（△）	(円) △46.01
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	(円) —
自己資本比率	(%) 1.3
自己資本利益率	(%) △305.6
株価収益率	(倍) —
配当性向	(%) —
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △11,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △3,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 63,507
現金及び現金同等物の中間期末残高	(千円) 130,186
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名) 24 (4)

- (注) 1 当社グループは、第15期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
- 2 当社は、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり中間純損失を算定しています。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しておらず、また1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
- 4 当社グループは、第15期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、自己資本利益率は中間期末自己資本に基づいて計算しております。
- 5 株価収益率について、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
- 6 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 7 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間より、非連結子会社であった安達思燈美國際有限公司を、新たに連結範囲に含めております。当中間連結会計期間における関係会社の状況は、以下のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
（連結子会社） 安達思燈美國際有限公司	台湾 台北市	500千 台湾ドル	コスメ商品のサロン 向け販売事業	100	商品及び製品の販売 役員の兼任

（注）特定子会社であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コスメ事業	17 (0)
BLT (サロン) 事業	5 (1)
全社 (共通)	2 (3)
合計	24 (4)

- (注) 1 従業員は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間における平均雇用人員(1日8時間換算による)であります。
3 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社管理部門等に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コスメ事業	17 (0)
BLT (サロン) 事業	5 (1)
全社 (共通)	2 (3)
合計	24 (4)

- (注) 1 従業員は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間における平均雇用人員(1日8時間換算による)であります。
3 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前中間連結会計期間との比較は記載しておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や賃上げの動きが一部で見られたものの、相次ぐ物価上昇による生活防衛意識の根強さから、個人消費は依然として一進一退の状況で推移いたしました。また、原材料価格や人件費の高止まり、為替相場の変動リスク、不安定な国際情勢などを背景に、企業経営を取り巻く環境は先行き不透明な状況が続いております。消費者マインドにおいては、単なる安さを求める「コストパフォーマンス」だけでなく、時間対効果を求める「タイムパフォーマンス」や、自身が本当に価値を認めたものには支出を惜しまない「こだわり消費」への二極化・厳選傾向がより顕著となっております。

美容業界におきましては、まつげエクステやラッシュリフト（まつげパーマ）等の安定した需要を背景に、サロンメニューの高度化・多様化が進んでおります。特にアイサロン分野では、施術後ケアやホームケア商材の品質向上ニーズが高まり、機能性と安全性を兼ね備えたサロン専売コスメへの注目が拡大しています。また、業界内の雇用環境においては、ここ数年流行を見せていた施術者の「フリーランス化」に一服感が見られ、集客や収入の不安定さ、キャリア形成への懸念などから、再び法人や実店舗への所属（正社員・雇用契約）へと回帰する動きが強まっています。これにより、サロン側には組織力を活かした「技術・営業教育の充実」や「確実な収益源（店販）の構築」が改めて求められております。SNSや口コミの普及により施術者・顧客双方の審美眼が高まる中、このような業界構造の変化も相まって、ブランド力と商品力、そしてサロン経営を支えるサポート体制の両立が競争力の鍵となっています。

当社におきましては、「美容で地域に灯美を」という経営理念、「目立つ以上に役に立つ、結果際立つ」というバリューを掲げ、クライアントサロンの持続的な成長を支援する取り組みを強化してまいりました。当中間連結会計期間におきましては、国内事業において美容業界での豊富な営業歴と実績を有する中途社員を新たに採用し、営業体制の刷新を図りました。具体的には、サロンの経営改善や業績向上に直接寄与する営業手法への転換、および営業対象（ターゲット層）の再見直しを実施したほか、ブランドの価値を最大化するトータルラインナップでの提案活動に注力いたしました。各クライアントの課題解決に深く踏み込んだ提案を推進した結果、顧客1件あたりの取引単価の向上や、信頼関係の深化に伴う対面商談数の増加が見られました。また、海外事業を担う台湾法人におきましては、現地で正規に事業展開するためのPIF（製品情報ファイル）申請に係る費用や、台湾での美容展示会への出展、および適切な会計制度を整えるための体制構築費用など、将来の本格展開に向けた先行投資を積極的に実施いたしました。事業基盤の確立を進める段階ではあるものの、現地ではすでに複数回にわたり継続して製品を発注して下さるサロンが誕生するなど、今後の大きな成長に向けた兆しが見られ始めております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は264,959千円、営業損失は12,708千円、経常損失は13,244千円、親会社株主に帰属する中間純損失は14,971千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① コスメ事業

コスメ事業におきましては、営業体制の抜本的な強化と人材育成ノウハウの活用により、顧客単価の向上と営業効率の改善に注力いたしました。当中間連結会計期間におきましては、4月に美容業界での豊富な実績を持つベテラン中途社員を採用したほか、新卒社員3名が新たに入社いたしました。人材育成面では、当社が長年蓄積してきた新卒採用・育成ノウハウが最大に発揮され、新卒メンバーでありながらも早期に高単価な受注を獲得できる体制を確立いたしました。また、チームを牽引するリーダー陣がクライアントサロンの経営改善や業績向上に直結する高度な提案スキルを習得したことにより、新規顧客へのアプローチのみならず、既存顧客に対してもトータルラインナップでの再提案（クロスセル）を効果的に推進いたしました。これらの営業変革と対面商談の増加が迅速に成果へと繋がり、4月の中途社員入社から約1ヶ月間で、新規注文における平均単価が10,000円上昇、既存注文における平均単価が13,000円上昇するなど、顧客1件あたりの取引単価が大幅に向上いたしました。

以上の結果、コスメ事業の売上高は234,873千円、セグメント利益は35,768千円となりました。

② BLT（サロン）事業

BLT(サロン)事業におきましては、店舗運営体制の刷新によるマネジメントの高度化と、顧客サービスの品質向上に注力いたしました。当中間連結会計期間におきましては、マネジャーを2名体制へと増員し、新たに「チーム制」を導入いたしました。これにより、スタッフの指導経路や相談・質問経路が明確化され、一人ひとりに対する細やかなマネジメントや迅速なフォローが可能な組織体制へと移行いたしました。また、4月には新卒社員1名を新たに迎え入れたほか、店舗における業務フローの抜本的な見直しと整理を実施いたしました。これらの取り組みにより、スタッフがより働きやすく、業務に集中できる環境が整ったことで、お客様に対してこれまで以上に丁寧で付加価値の高い接客・施術サービスを提供できる体制を構築いたしました。

以上の結果、BLT(サロン)事業の売上高は30,086千円、セグメント利益は9,641千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、130,186千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は11,268千円となりました。

これは主に、税金等調整前中間純損失13,584千円、減価償却費4,060千円を計上し、棚卸資産の減少1,952千円、未払消費税等の増加12,082千円があったものの、売上債権の増加3,703千円、仕入債務の減少3,163千円等があったためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は3,550千円となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出1,852千円、無形固定資産の取得による支出1,697千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は63,507千円となりました。

これは、長期借入れによる収入90,000千円、株式発行による収入10,000千円、長期借入金の返済による支出36,493千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業区分別に示すと以下のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
コスメ事業	234,873	—
BLT（サロン）事業	30,086	—
合計	264,959	—

（注） 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 （自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日）	
	金額（千円）	割合（％）
GM0イブシロン株式会社	121,277	45.8

3. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Market及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024年8月30日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とす

るに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取

引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を（株）東京証券取引所に通知しなければならない。

(2) F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当 F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜F-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券（以下「乙」という）はF-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の

a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないとい認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交

付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認め

た場合。

＜F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行なっておりません。

(資産、負債及び純資産の状況)

(ア) 流動資産

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、273,712千円となりました。主な内訳は、現金及び預金130,186千円、売掛金42,083千円、商品及び製品71,794千円、原材料及び貯蔵品12,988千円であります。

(イ) 固定資産

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、109,297千円となりました。主な内訳は、建物及び構築物83,551千円、工具、器具及び備品4,265千円、土地3,808千円、繰延税金資産2,514千円であります。

(ウ) 流動負債

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、145,098千円となりました。主な内訳は、短期借入金40,000千円、1年内返済予定の長期借入金53,271千円、未払金9,301千円であります。

(エ) 固定負債

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、233,012千円となりました。主な内訳は、長期借入金222,624千円であります。

(オ) 純資産

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、新株の発行による資本金の増加10,000千円や親会社株主に帰属する中間純損失14,971千円の計上により4,898千円となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,300,000	965,000	335,000	335,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
計	1,300,000	965,000	335,000	335,000	—	—

- (注) 1 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年2月28日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,297,400株増加し、1,300,000株となっています。
- 2 2026年2月10日開催の取締役会決議により、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。これにより発行済株式総数は324,350株増加し、325,000株となっています。
- 3 2026年5月14日開催の臨時取締役会決議により、2026年5月26日付で第三者割当増資を行っております。これにより発行済株式総数は10,000株増加し、335,000株となっています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年2月28日(注1)	324,350	325,000	—	6,500	—	—
2026年5月26日(注2)	10,000	335,000	10,000	16,500	—	—

- (注) 1 2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。これにより、発行済株式総数324,350株増加し、325,000株となっています。
- 2 2026年5月26日付で第三者割当増資を行っています。これにより、発行済株式総数は10,000株増加し、335,000株となっています。

(6) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社羽廣屋万九郎	富山県富山市二丁目2番19	228,000	68.06
廣岡 伸弥	富山県富山市	57,500	17.16
廣岡 香織	富山県富山市	49,500	14.78
計	—	335,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 335,000	3,350	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	335,000	—	—
総株主の議決権	—	3,350	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年12月から2026年5月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、本中間発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

(3) 当中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、及び注記事項については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行なっていません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）の中間連結財務諸表について、フェイス監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	130,186
売掛金	42,083
商品及び製品	71,794
原材料及び貯蔵品	12,988
その他	16,861
貸倒引当金	△200
流動資産合計	273,712
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	83,551
工具、器具及び備品	4,265
土地	3,808
有形固定資産合計	91,626
無形固定資産	1,647
投資その他の資産	
投資有価証券	900
繰延税金資産	2,514
その他	12,608
投資その他の資産合計	16,023
固定資産合計	109,297
資産合計	383,009

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2026年5月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	10,438
短期借入金	40,000
1年以内返済予定の長期借入金	53,271
未払金	9,301
未払法人税等	40
賞与引当金	4,440
その他	27,606

流動負債合計	145,098
--------	---------

固定負債

長期借入金	222,624
資産除去債務	5,125
その他	5,263

固定負債合計	233,012
--------	---------

負債合計

負債合計	378,111
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	16,500
利益剰余金	△11,537

株主資本合計	4,962
--------	-------

その他包括利益累計額

為替換算調整勘定	△63
----------	-----

その他の包括利益累計額合計	△63
---------------	-----

純資産合計

純資産合計	4,898
-------	-------

負債純資産合計

負債純資産合計	383,009
---------	---------

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日)
売上高	264,959
売上原価	64,848
売上総利益	200,111
販売費及び一般管理費	※ 212,820
営業損失 (△)	△12,708
営業外収益	
受取利息	113
その他	2,182
営業外収益合計	2,295
営業外費用	
支払利息	2,755
その他	76
営業外費用合計	2,831
経常損失 (△)	△13,244
特別損失	
固定資産除却損	339
特別損失合計	339
税金等調整前中間純損失 (△)	△13,584
法人税、住民税及び事業税	52
法人税等調整額	1,334
法人税等合計	1,387
中間純損失 (△)	△14,971
非支配株主に帰属する中間純損失	—
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△14,971

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日)
中間純損失 (△)		△14,971
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		2
その他の包括利益合計		2
中間包括利益		△14,968
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		△14,968
非支配株主に係る中間包括利益		—

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△13,584
減価償却費	4,060
固定資産除却損	339
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△15
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,473
受取利息	△113
支払利息	2,755
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,703
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,952
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,163
未払消費税等の増減額 (△は減少)	12,082
その他	△8,968
小計	△9,828
利息の受取額	101
利息の支払額	△2,755
法人税等の還付額	1,214
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,852
無形固定資産の取得による支出	△1,697
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	90,000
長期借入金の返済による支出	△36,493
株式発行による収入	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,507
現金及び現金同等物の換算差額	2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	48,690
現金及び現金同等物の期首残高	79,653
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,832
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 130,186

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、非連結子会社であった安達思燈美國際有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日)
役員報酬	47,250 千円
給料及び手当	49,268 千円
広告宣伝費	10,851 千円
減価償却費	4,060 千円
業務委託費	39,278 千円
賞与引当金繰入額	4,440 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日)
現金及び預金勘定	130,186千円
現金及び現金同等物	130,186千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2026年5月14日開催の臨時取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行について決議し、2026年5月26日に払込手続きが完了いたしました。

この結果、当中間連結会計期間において、資本金が10,000千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が16,500千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 当中間連結会計期間（自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額	財務諸表 計上額
	コスメ事業	BLT (サロン) 事業			
売上高					
化粧品売上	229,680	—	229,680	—	229,680
コンサルティングサービス売上	5,192	—	5,192	—	5,192
サロン売上	—	30,086	30,086	—	30,086
顧客との契約から生じる収益	234,873	30,086	264,959	—	264,959
外部顧客に対する売上高	234,873	30,086	264,959	—	264,959
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	234,873	30,086	264,959	—	264,959
セグメント利益	35,768	9,641	45,409	△58,118	△12,708

(注) 1 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

2 セグメント利益の調整額△58,118千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年5月31日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△46円01銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△14,971
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△14,971
普通株式の期中平均株式数 (株)	325,329

- (注) 1. 当社は、2026年2月28日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っています。
当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失を算定しています。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しておらず、また1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月31日

株式会社 a n d U S

取締役会 御中

フェイス 監 査 法 人
東 京 都 渋 谷 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 川 俊 介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 枝 川 哲 也
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 a n d U S の2025年12月1日から2026年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 a n d U S 及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合

は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月31日
株式会社 a n d U S
取締役会 御中

フェイス 監 査 法 人
東 京 都 渋 谷 区

指 定 社 員 公認会計士 中 川 俊 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 枝 川 哲 也
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 a n d U S の2025年12月1日から2026年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 a n d U S 及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続でき

なくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上